

令和6年2月29日

陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

政策局關係陳情

陳情番号	19	付議年月日	5.11.24
件名	裁判所の機能の充実を関係行政機関に要望する意見書を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 島崎友樹		
<p>第1 陳情の趣旨</p> <p>神奈川県内のすべての県民が、公平な司法サービスを受受するために、必要な審理体制の採用並びに裁判官・裁判所職員の増員及び施設の整備を行い、裁判所の機能を充実することを要望する意見書を、貴議会より、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣に提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p>第2 陳情の理由</p> <p>1 地方裁判所及び家庭裁判所は、地域や家庭における紛争等を解決するための重大な職責を担っており、事案の処理に適した審理体制の採用並びに人材及び施設の確保が不可欠です。加えて、国民に対する司法サービスの提供に当たっては、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利が公平に保障されることが求められます。</p> <p>しかしながら、民事事件や刑事事件において複数の裁判官で審理をする合議制及び労働事件を簡易迅速に解決する労働審判が導入されていない裁判所があることや、家事事件が増加、複雑化する中、身近に家庭裁判所が存在しないことから、居住地から離れた遠方の裁判所での手続きを行うことを余儀なくされるなど、特定の地域住民が負担を強いられている状況が一部に認められ、県内の裁判所での対応状況に差異が生じています。</p> <p>2 本県においても、横浜地方裁判所相模原支部では、合議制・労働審判が採られておらず、複雑・専門的な事案について適正かつ迅速な裁判を受ける権利が侵害されていることや、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所が併設されていないことから、同裁判所管内の県民の裁判を受ける権利を実質的に阻害しており、早急な対応を求める声があります。</p> <p>よって、貴議会より、陳情の趣旨記載の意見書を、関係行政機関に提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

總務局關係陳情

陳情番号	11	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井健三郎		
<p><陳情の要旨></p> <p>①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止してください。また、住民の大切な個人情報に預かる執務室内に立ち入り、配達・集金が行われないようにしてください。</p> <p>②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通知するなど指導を徹底してください。</p> <p>③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。</p> <p><陳情理由></p> <p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。</p> <p>各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚がくしています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。</p> <p>全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、神奈川県においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。</p>			